

平成16年(行ウ)第68号 公金支出差止等請求事件

原告 村越啓雄 外50名

被告 千葉県知事 外2名

## 証拠説明書(甲号証)

2009(平成21)年6月16日

千葉地方裁判所民事第3部合議4係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 菅野 泰

同 廣瀬 理夫

同 中丸 素明

同 植竹 和弘

同 拝師 徳彦

同 及川 智志

同 島田 亮

同 山口 仁

甲号	文書名	作成日	作成者	立証趣旨	備
7 2	群馬県「環境基本計画2006-2015」に記載されている群馬県の水収支	平成18年3月	群馬県	群馬県全体の水収支を示すもので、利根川上流（群馬県）で使用された農業用水、水道用水、工業用水の大半が使用後に利根川に還流していることが示されていること。	写
7 3	国土交通省関東地方整備局への電話聴取書	平成21年5月11日	嶋津暉之	国土交通省関東地方整備局「八ッ場ダム住民訴訟に係る国土交通省への調査嘱託について（回答）」平成21年2月13日（甲58添付資料9）における「新たに水資源開発施設に参画し確保された」とは、今後の新規施設だけではなく、既設のダムも含めて水源開発施設で開発されたものを意味することを確認したこと。	
7 4	国土交通省関東地方整備局の開示資料「H18利根川水系利水計画基礎資料検討業務報告書」	平成19年3月	㈱建設技術研究所	国土交通省関東地方整備局の供給可能量の計算に関する業務委託調査報告書に、栗橋地点より上流の農業用水、水道用水、工業用水の計画取水量と実績取水量の関係が示されていること。	写
7 5	国土交通省関東地方整備局から埼玉県への回答	平成21年4月23日	国土交通省関東地方整備局	2/20 渇水年の供給可能量の計算に用いる栗橋地点の確保流量の内訳が示されていること	写